

第4回税制全体のグリーン化推進検討会

2017年 1月13日（金） 10:00～11:00

経済産業省別館 3階302会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 平成29年度環境省関係税制改正について
 - (2) 地球温暖化対策のための税による環境効果の分析について
 - (3) 諸外国における炭素税の動向について
3. 閉 会

配 付 資 料 一 覧

【資料】

資料1 平成29年度環境省関係税制改正について

資料2 地球温暖化対策のための税による環境効果の分析について

資料3-1 諸外国におけるカーボンプライシング実施状況に関する海外調査について

資料3-2 主な炭素税導入国の制度概要

【参考資料】

参考資料1 COP22を踏まえた国内対策の強化について

参考資料2 最近の環境関連税制に関する動き

議 事 概 要

1. 平成 29 年度環境省関係税制改正について

環境省から資料 1 について説明。

2. 地球温暖化対策のための税による環境効果の分析について

事務局から資料 2 について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- 行政事業レビューシート of CO₂ 削減目標値の算出方法を標準化することは出来ないのか。今後の議論において、財源効果は非常に重要であり、温対税の政策評価を強固にするためにも、エビデンスに基づくように算定方法を補強した方が良い。
- 財源効果の「財源」という言葉は、用語としてわかりにくい印象がある。
- 2050 年の価格効果について、長期の価格弾力性は、1 期前のエネルギー消費量の影響を受けないため、短期の価格弾力性に比べ一般的には高くなる。より長い期間で推計を行う場合、価格効果はもう少し大きく見積もれるかもしれない。

3. 諸外国における炭素税の動向について

事務局から資料 3-1、3-2 について説明。これに対する委員からの主な意見は下記のとおり。

- ETS と FIT の関係について、ETS の方が包括的であるが、FIT は再生可能エネルギーを特に補助するという目的が異なると思うが、今後の議論において「目的が異なる」とするだけで良いのか、あるいはもう少し補強するための議論を行うべきか、考えなければならない。
- 電力システム改革の観点では、理論的にはエネルギー市場と ETS があれば、全ての二酸化炭素の外部性を吸収できるとされる。しかし現実には、ETS の取引価格が低迷しており、理想的な厳格さでキャップを設定できないため、FIT が必要ないと言えるだけの十分なインセンティブを再エネ導入に与えられていないという問題が生じている。
- FIT の買取価格の設定については、理論的で緻密な考察がなされていないと思うので、整理を行う必要がある。
- EU-ETS の取引価格低迷は、FIT が一因になっている可能性はあるものの、根本的にはリーマンショック後の需要低迷が主要因であろう。需要低迷に応じてキャップを適宜縮小する柔軟性がない点も指摘されている。カーボンプライスフロアなどの対応策もあるが、市場

に介入することになるので、難しい問題である。

- 法的には、排出枠は権利性を有すると考えている人もいるので、キャップの縮小は簡単にはできない。
- 資料 3-2 の各国の炭素税の状況を見ると、どの国も導入後に税率を上げているという点は日本へのインプリケーションになるだろう。
- ポリシーミックスの観点では、欧州では ETS 対象部門以外をカバーするために炭素税が必要であるという整理を明確にしておき、各国は ETS の対象部門に対して免税あるいは軽減税率をかける措置を行っている。
- 税収使途の観点では、諸外国では炭素税収の使途として、他税の減税を行っており、税収の規模が一定の大きさになると、環境税制改革を実施する傾向になっている。
- 間接税において、従量税は課税しやすいが、従価税は課税しにくいという点が指摘されている。環境税のように物質の排出を抑える意味合いが重要となる場合は、従量税の方が望ましい。
- 増税を行う際、目的税の方が国民の理解を得やすいと考えてきたが、諸外国の事例を見ると、炭素税収を一般財源としている。環境税は遵守しなければならない税金である、というコンセンサスが成り立っていれば、財源の減少を補てんするための選択肢の一つにできるため、目的税としないメリットがあるかもしれない。

以上